

全 建 事 発 第 99 号
平成 28 年 11 月 10 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

工事請負契約書及び履行保証等の当面の取扱いについて

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より別紙のとおり通知がありました。

直轄工事の工事請負契約書のうち違約金に係る条項に、今回、破産法等に基づく契約解除により受注者が債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合の取扱いが追加され、今後、他の公共発注機関でも同様の取扱いがなされることが見込まれております。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 山川

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp